

〔今夏の電力需給対策〕 都施設における「削減目標レベルの考え方」について

1 政府「電力需給対策本部(5月13日開催)」及び「電気事業法に基づく使用制限の具体的内容について(平成23年5月25日経済産業省)」で公表された事項

(1) 東京電力の今夏の需給バランス

- ・最大需要見込み 6000万kW
 - ・電力供給見込み 5380万kW※
- } 620万kW程度の供給量の不足見込み

※東京電力から東北電力に対し電力融通を行うことを想定した場合の供給量の値

(2) 電力需要面での対策(すべての主体が均一に15%削減)

ア 大口需要家(契約電力500kW以上) 15%削減(電気事業法第27条に基づく使用制限)

(ア) 対象者の単位 電気事業者との契約単位(事業所単位)

(イ) 期間・時間帯 平成23年7月1日～9月22日(平日)の9時から20時

(ウ) 具体的内容

- ・原則、「昨年の上記期間・時間帯における使用最大電力の値(一時間単位)」の15%削減した値を使用電力の上限とする。

(エ) 共同使用制限スキーム

- ・複数の大口需要家が共同して使用最大電力の抑制に取り組むことで、総体として使用最大電力を削減することを可能とするスキームを導入する。
- ・全体として15%以上の使用削減が実現できる場合には、大口需要家と小口需要家の事業所による共同使用制限スキームの活用を可能とする。

(オ) 適用除外・制限緩和

- ・電気の使用制限のかからない適用除外と削減率の緩和・使用制限時間帯の緩和等の制限緩和がある。適用除外や制限緩和の具体的な対象施設等は参考資料2を参照。
- ・なお、適用除外や制限緩和の対象であっても、自らできる限りの使用抑制に努め、また、企業・事業体全体としての削減率(15%)を達成するよう努めることとする。

イ 小口需要家(契約電力 500kW 未満の事業者) 15%削減(自主的な計画の策定と公表・実施)

(ア) 具体的内容

- ・ 具体的な抑制目標とそれぞれの事業の形態に適合する形での具体的取組に関する自主的な計画を作成・公表し、実施を図る。(国が提示する「節電行動計画の標準フォーマット」参照)
- ・ 照明・空調機器等の節電、営業時間の短縮、夏期休業の設定・延長・分散化等の具体的取組を含む自主的な計画(節電行動計画)について、自主的に、事業所のわかりやすい場所への掲示や政府が設けるサイトへの掲載といった方法により公表する。

ウ 家庭 15%削減(自主的な節電行動の実施)

2. 都施設における削減目標レベルの考え方

<考え方>

■対象: 都所有(保有)施設

※各局が所管する監理団体等が保有する施設については、当該局において、都の方針に準じた取組を推進いただくようお願いする。

【都施設での全体方針】

国方針「企業・事業体として削減率(15%)を達成するよう努めることとする。(※)」を踏まえ、東京都関連施設全体で最大限の取組を行っていく。

※ 大口需要家(契約電力 500kW 以上)への電気事業法 27 条に基づく使用制限に関して、電気の使用制限がかからない適用除外と削減率の緩和・使用制限時間帯の緩和等の制限緩和がある。具体的な対象施設や削減率等については、参考資料 2 (平成 23 年 5 月 25 日経済産業省「電気事業法に基づく使用制限の具体的内容について」)を参照。

【大口需要家】（契約電力 500kW 以上の事業者）

- 国においては「大口需要家を含め、全ての主体が均一に15%」との削減率が提示されているが、都庁舎等事務所系施設においては、公共施設として民間を牽引する率先行動も求められていることから、「25%削減」を基本とする。
- 都民向けサービスの施設については、国方針に即して「15%削減」とする。
- 病院、重症心身障害児（者）施設などの人の命に関わる施設や、上下水道施設、都営交通、卸売市場、コンテナふ頭などのライフライン施設等については、国の緩和措置を考慮した上で、必要な機能を維持しつつ、最大限の節電に努める。
- なお、各局が所管する該当事業所の一部において削減率を達成できない見込みがある場合には、「当該局内での共同使用制限スキーム※」により削減率（15%）を達成することを基本とする。

※ 「当該局内での共同使用制限スキーム」

当該局内の複数の大口需要家が共同して使用最大電力の抑制に取り組むことで、局総体として使用最大電力を削減する。または、局内の大口需要家と小口需要家の事業所による共同で、15%以上の使用削減を実現する。

- これらにより、契約電力 500kW 以上の大口需要施設全体としてピークの受電量の昨年比 15%削減を目標に、全庁を挙げて都有施設での取組を実施する。

【小口需要家】（契約電力 500kW 未満の事業者）

- 大口需要家に準じた取組を行う。
(事務所系施設は 25%、その他の施設は 15%削減)

国方針		都の方針(率先行動の考え方)	
		方針(考え方)	削減率(案)
大口需要家 (契約電力 500kW 以上)	すべての主体 が均一に 15%削減 ※大口需要家の 適用除外や 制限緩和に ついて、参考資 料2を参照	都庁舎及び事務所系施設	25% (国方針+10%)
		都民向け施設 (文化施設、動物園、学校等)	15%
		都民の生命を守るための ライフライン等の施設 (病院、重症心身障害児(者)施 設などの人の命に関わる施設 や、上下水道施設、都営交 通、卸売市場、コンテナふ頭な どのライフライン施設等)	適用される削減率 +α ※国の緩和措置を考慮し た上で、必要な機能を 維持しつつ、最大限の 節電に努める。(注)
小口需要家 (契約電力 500kW 未満の 事業者)		「大口需要家」に準じた取組を実施 事務所系施設:25%(国方針+10%)、 その他の施設:15%の削減	

(注) 参考資料2の5. 適用除外【省令・告示】(1)「緊急的に稼動が必要と認められる需要設備(緊急的に稼動している場合に限定)」に定める国の使用制限の適用除外の場合は除く。

3. 今後のスケジュール

(1) 国の対策実施

ア「大口需要家」 ～電気事業法第27条に基づく電気の使用制限について

〔大口需要家の昨年夏の電力データについて〕

・ 環境局にて、東京電力から一括したデータの取得等を行い、各局に通知

- 6月1日 省令・告示の官報掲載

国から需要家に対する通知(制限値が記載)が到着

- 6月17日 共同使用スキーム・制限緩和の申請締切 (7月1日適用開始分)

※ 共同使用制限スキームや削減率の制限緩和措置を適用する場合は、適用する日の14日前までに、経済産業大臣(関東経済産業局)に申請が必要。

※ 制限緩和が認められた需要設備(参考資料2の6制限緩和【省令・告示】(1)「生命・身体の安全確保に不可欠な需要設備」及び(2)②「人流・物流への影響が大きく電力の使用時間帯が変えられない需要設備」)については、使用抑制に向けた計画の作成と事業所管省庁への提出が求められ、計画内容や使用抑制の状況について検証を行なうこととされている。

- 7月1日 「電気の使用制限」開始

※ 電気の使用制限期間中、検針日から15日以内に、経済産業大臣(関東経済産業局)に対して、日々の1時間単位の電気の使用状況を報告する必要がある(共同使用制限スキームを活用している場合には、毎月16日まで)。

イ「小口需要家」 ～自主的計画の策定にむけて

- 国が示した「節電行動計画の標準フォーマット」等を参考に、昨年度の夏季(7-9月)の最大電力の値の把握や、削減にむけた対策の具体的検討を進めていただくようお願いする。

〔小口需要家の昨年夏の電力データについて〕

- ・ 現在、環境局で、東京電力に対して一括した情報提供の依頼を行っており、入手次第、各局に連絡する。
- ・ しかしながら、小口需要家の施設数が非常に多く、各局の該当施設毎の顧客番号(東京電力との契約の管理番号)等を全て把握できる状況にないため、今回、東京電力から提供されるデータには、モレがあることが十二分に想定される。
- ・ 小口需要家の昨年夏の電気消費量等の把握を急がれる場合には、各局において、個別に東京電力など契約先電気事業者にお問い合わせ*いただくよう、お願いする。

※ 東京電力からの「請求書」に記載されている「カスタマセンター」へ問い合わせのこと。

(2) 今後について

- 国の対策の詳細が明らかになった都度、速やかに連絡する。
- 対策に関する説明会を予定している(6月上旬を予定)。

4 参考等

(1) 4/22の定例記者会見における知事発言(抜粋)

『東京は、日本の中で先んじて、キャップ・アンド・トレードを入れて、CO2の削減を標榜してきましたし、これからもしなくてははいけないと私は思います。これは、歴史的な責任だと思います、大都市としての。ただ、節電ということになれば、もともとCO2の削減というのは節電というものがベースにあったわけだけれども、政府がな呼びかけている、あのパーセンテージの節電になると、おそらく東京はプラスアルファ、おそらくプラス10%ぐらいの節電の具体的な試みをしていかないと、2つの目的が両立しないと思います。これは、これからの勝負のしどころで、みんなの知恵出し合って、協力も取りつけて行うような形にしないと、私たちは環境問題に関しては、責任果たせない。非常に難しい岐路に立ってきたなという気がします。』

(2) 5/20の定例記者会見における知事発言(要旨)

- 先週、国は、夏の電力対策を決定したが、都はより実践的な対策をまとめさせている。
- 全体については来週公表するが、都庁では、照明の半分を消灯するとともに、七時半出勤や八時出勤を導入して、国がいう15%を超える25%の節電を行う。
- 都立病院や水道等のライフライン施設でも、都民生活を守る機能を確保しつつ、最大限に節電に取り組む。

(3) 政府「電力需給削減対策本部資料」(平成23年5月13日)【参考資料1】

資源エネルギー庁ホームページより、ダウンロードできます。

http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity_supply/0325_electricity_supply.html

(4) 経済産業省「電気事業法に基づく使用制限の具体的内容について」

(平成23年5月25日)【参考資料2】

<http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyouseigen/index.html>

<http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyouseigen/pdf/shiyouseigen110525-1.pdf>

(5) 削減対策事例

ア 国「電力需給対策本部資料」等より

(ア) 学校・病院・オフィス等における対策 【参考資料3】

(小口需要家向けの対策事例ですが、大口需要家でも参考になります。)

http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity_supply/0513_electricity_supply_02_07.pdf

(イ) 学校における対策(その2) ……国立教育政策研究所報道発表資料より。【参考資料4】

http://www.nier.go.jp/03_laboratory/houdou_pdf/houdou_230509.pdf

イ 都庁舎における対策 ～事務所系の施設は都庁舎に準じた対策の実施を検討を

ウ その他

(ア) テナント事業所における対策(東京都キャップ&トレード制度より)

次の業種における主な対策リスト(点検票)や対策事例集を紹介している。

一般オフィス系(オフィス、事務所等)、温水利用系(温泉施設、温水プール等)、宿泊系(ホテル、旅館等)、飲食・温水利用・宿泊系以外(学校、倉庫、研究室、病院、図書館等)、産業系(工場、上下水道施設、廃棄物処理施設等)、情報通信系(データセンター等)

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/cap_and_trade/documents/tenant_2010.html

対策事例集 http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/attachement/taisakujirei_100818.pdf

(イ) 業種毎の重点対策等(東京都地球温暖化対策報告書制度より)

次の業種における重点対策と、主な運用対策を紹介している。

飲食系、温水利用系、宿泊型系、飲食、温水利用、宿泊型系以外のサービス系業種、テナントビルの所有者等、産業部門

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/cap_and_trade/index.html

(ウ) 都内大規模事業所(キャップ&トレード対象事業所)への節電対策案内
(節電重点 10 対策) 【参考資料5】

①オーナー向け http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/setsuden-10.pdf

②テナント向け http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/setsuden-tenanto10.pdf

(エ) 都内中小規模事業所(地球温暖化対策報告書制度対象事業所等)への節電対策案内

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/setsuden/docs/tokyo_msetsuden.pdf

(問い合わせ先)

環境局都市地球環境部計画調整課 棚田・下村 都庁内線 42-710, 42-723

※電気事業法第 27 条に基づく使用制限について

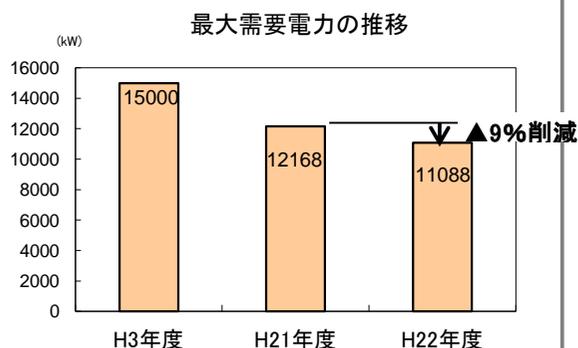
環境局環境政策部環境政策課 及川・長谷川 都庁内線 42-180,42-154

今夏の都庁舎における節電対策

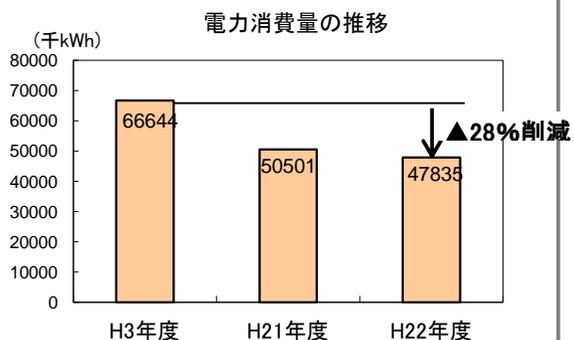
- 開庁(平成3年)以来の継続的な節電対策の実施で、既に▲28%の電力消費量の削減
- 猛暑となった平成22年度夏期においても、最大需要電力を前年度同期比で▲9%削減するなど、都庁舎は既に大幅な節電を実現している施設
- 平成23年3月の震災以降の節電強化の取組で、最大需要電力を前年同期比で▲30%削減
- 今夏は、最大需要電力について前年同期比で▲25%の削減をさらに目指す。

都庁舎は、既に大幅な節電を実現。

「最大需要電力」
平成22年度は前年度比▲9%減



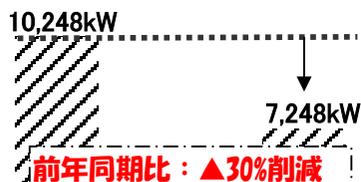
「電力消費量」も既に、竣工時比▲28%削減済



11,088kW

H22年7-9月の
最大需要電力

■震災以降も、電力削減済



【震災時以降に更に強化した主な対策】

- 空調設備
 - ・換気みの運転, 18:30以降原則停止
- 照明
 - ・事務室の窓際・出入口の消灯、廊下の3/4以上の消灯
 - ・18:30以降原則消灯(緊急対策部署を除き), 案内サイン等の消灯
- エレベーター・エスカレーターの運行管理の見直し
 - 〔エレベーター〕
 - ・運転台数を1/2に減
 - ・階段利用の推進(上下3階の移動を目安)
 - 〔エスカレーター〕全機運休
- 自販機 全110台休止
- OA機器対策
 - ・庁内LANの省電力設定、不使用時の電源オフ徹底、

平成22年3月の
最大需要電力

平成23年3月末の
最大需要電力

削減

昨年夏比
▲25%削減

8,316kW

平成23年7-9月の
最大需要電力
(目標)

【今夏の対策(案)】

対策	
空調設備	・執務室設定温度(28℃設定の維持) ・0℃-等、一部区域停止、 ・送風量の抑制
照明	・震災時以降の対策の継続 ・執務室内照明の減灯数の更なる強化(1/2消灯)
移動設備	・エレベーター: 運転台数を1/2に減 ・エスカレーター: 全機休止
自販機	・全110台休止
OA機器 その他	・OA機器の省エネ対策 ・給湯機の全機休止 など